

国するに、陡かに颶風に遇い、大桅を砍断し、十一月二十三日、^{〔1〕}山北楚洲地方に飄至し、礁に衝りて打壊せらる、等の語あり。茲に于て地方官再び役夫を發して、天后娘娘六位・皮箱一個・竹箱一個・鋪蓋十四個・雨傘七柄・棕衣六領・銅錢九包―共計小錢四万五千文を撈取し、並びに板面鉄釘五十二斤を拾集す。其の余は皆、風を被りて浪引して沈みて将去す。幸いに人命の虞れ無しを得る。即ちに永盛等二十八名を將て中山府泊村地方に解し館に發りて安挿し、廩餼を給与す。

査するに、康熙二十三年の礼部の文内に称すらく、今、海禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多し。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭し、凡そ船隻の漂至する者有れば收養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵して案に在り。謹みて部文に遵いて、呉永盛等二十八名を將て、礼字五十三号の接貢船隻に附搭して解送して閩に至らしむ。

伏して乞うらくは、貴司、^督撫兩院に転詳し、難民をして各々原籍に帰らしめ、以て朝廷の愛民の至意に副わんことを。則ち万里の波臣、感戴窮まり無きなり。此れが為に理として合に貴司に移咨すべし。煩為わくは查照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆十四年（一七四九）十二月十四日

注（1）山北楚洲地方 沖縄本島北部の太平洋岸に位置する。国頭村に

屬し、国頭山地に連なる段丘丘陵が海岸へと続いている。

（2）天后娘娘 航海の守り神媽祖。元朝は天妃、清朝は天后的封号を下賜したので天妃娘娘、天后娘娘ともいう。中国の船内における祭祀について、天妃即ち媽祖、舟神などを祭り、航行中も「司香」に委ねて祭壇の火を絶やすことなく祭祀を行ったとされる（『東西洋考』参照）。

2-30-10

国王尚敬の、中国の難民呉永盛等の送還のため都通事阮大鼎に付した執照（乾隆十四《一七四九》、十二、十四）

琉球国中山王尚（敬）、難民を解送し、以て原籍に還らしめん事の為にす。

切かに、乾隆十四年十一月二十三日、福建省福州府閩県の商人船戸呉永盛等共計二十八名、船一隻に駕し、敝国山北地方に飄到し、礁に衝りて船破る。即便に廩餼を給与し、館に發りて安挿せしむ。應に部文内の奉旨の事理に遵い、收養して解送せしむべし。茲に呉永盛等二十八名を將て、礼字五十三号の接貢船隻に附搭し、解送して閩に到らしむ。

所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に王府、今、礼字五十四号の半印勘合執照を給し、都通事阮大鼎等に付し

て収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗
 実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須
 らく執照に至るべき者なり。

計開す

船戸吳永盛 舵工吳順 副舵徐琳

水手黃三 曾檜 吳棟 吳輝

吳俊 蔡睿 俞蘭 陳金 鄭美

劉慶 劉生 陳清 曾善 周賢

楊四 吳禧 謝斌 高輝 胡鼎

劉琦 俞三

客人邱沐 黃安 徐文彩 袁日善

已上、通船共計、二十八名

撈起の物件

計開す

天后娘娘六位 皮箱一個 竹箱一個 鋪蓋十四個

雨傘七柄 棕衣六領 銅錢九包―共計小錢四万五千文

板上にて拾う所の鉄釘五十二斤

右の執照は都通事阮大鼎に附し、此れを准ず

乾隆十四年（一七四九）十二月十四日

2-30-11

琉球国山北府知府の、中国の難民柯啓隆へ帰国のために付し
 た執照（乾隆十四《一七四九》、十二、一）

琉球国山北府知府向、知会の事の為にす。

今^② 歸仁地方官の報に拠るに称すらく、海船一隻、運^③ 天地方に

飄至す。其の船戸柯啓隆等の口称するに、啓隆等は福建漳州府海

澄県の商人に係る。本^④ 県の票静字三百六十七号を給し、関部牌

洪字一百四十二号を給す。鳥^⑤ 船一隻に坐駕し、共計二十三名な

り。乾隆十四年三月二十九日に厦門に在りて開船し、浙江に往き

て貿易せんとす。六月十三日、彼の地を開船し、山東に往きて貿

易す。水手六名は膠州^⑥ に在りて銀を取るを除くの外、適々客人一

名有り。共計現在十八名なり。十月二十五日に膠州に在りて出口

し、十一月十七日、放洋するに風大いに作^⑦ るを被り、船尾木板を

打壞され、船、些漏有りて十分危急なれば貨物を丟下し、風に任

せて飄流し、本月二十三日、貴国に漂至す。奈^⑧ せん、船中、錢

銀を罄空し食物、又少し。叩乞して救生し活命す、等の由あり。

此れに拠りて便^⑨ ち役夫を發して運天港に牽入し、即刻、米・

柴・猪・鶏・魚・蔬菜・醬・塩・灯油・烟草等の件を發給す。併

びに船隻を修葺す。査驗するに、堅牢なれば宜しく順風を俟^⑩ ちて

遣撥して回国せしむ。此れが為に理として合に照を給して拠と為

すべし。須らく執照に至るべき者なり。